

平成 25 年度「全国漁船安全操業推進月間」の活動計画概要

1. 行事の名称

平成 25 年度全国漁船安全操業推進月間

2. 経緯・趣旨

漁船の海難及び海中転落などの人身事故による死者・行方不明者は、近年年間約 100 名で推移しており、全船舶の海難及び人身事故による死者・行方不明者のうち、漁船の割合は、いずれも半数近くで最も多い状況にある。

近年の死者・行方不明者を伴う漁船海難の特徴としては、「見張り不十分」、「操船不適切」及び「居眠り運転」といった人為的要因のものが約 7 割を占めている。また死者・行方不明者を伴う漁船の人身事故については、海中転落を原因とするものが半数近くを占めている。

平成 19 年 3 月に「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が改正され、平成 20 年 4 月 1 日より全ての一人乗り小型漁船（漁ろう中）に救命胴衣の着用が義務化されている。

また、平成 20 年 8 月に海難審判庁から「漁船の火災防止に関する提言」がなされたところであるが、平成 23 年においても漁船火災による事故が 42 件発生した。

こうした状況下で、平成 24 年 3 月に閣議決定された水産施策の基本的方針である「水産基本計画」において、新たな項目として「漁船操業の安全対策の強化」が立てられ、この分野の施策の確実な実施が求められているところである。

よって、漁業・水産業界団体の連携による漁船事故防止にむけた取り組みを一層推進していく必要がある。

このため、「平成 25 年度全国漁船安全操業推進月間（以下、「月間」という。）」を全国一斉に展開し、漁業者及び漁業関係者に対して、効果的な事故防止キャンペーンを実施することとする。

3. 実施団体における各自の運動等との連携

本活動計画は、各実施団体において各自で計画している安全操業推進運動を妨げるものではない。

各実施団体は、月間の目的及び取組内容を踏まえ、月間と連携することが可能な上記運動については、可能な範囲において、月間と連携して実施することとする。

4. 月間実施期間

平成 25 年 10 月の 1 ヶ月間とする。

5. 月間の目的

- (1) 漁船安全操業に関する漁業者意識の向上
- (2) ライフジャケット着用率の向上等による人身事故発生の減少
- (3) 安全航行・安全操業の徹底による漁船海難発生等の減少

6. 月間における取組内容

- (1) 各漁業協同組合・連合会等の関係漁業団体、地方行政機関等と連携・協力し、月間の周知を図る。
- (2) 漁業及び漁業関係者に対する以下のような活動又はその支援を行う。
 - ・安全操業に関する広報普及啓発
 - ・海難防止講習会の開催
 - ・安全操業に関する啓発活動やライフジャケット着用率調査
 - ・ライフジャケットの点検・整備等に関する講習
- (3) 水産庁において、地方行政機関等の協力を得て、ライフジャケット着用状況等に関する調査や本運動に関するアンケート等を行う。

7. 推進月間の実施団体

- (1) 全国漁船安全操業月間実行委員会

幹事団体：(一社)大日本水産会

協賛団体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

全国漁業協同組合連合会

全国共済水産業協同組合連合会

漁船保険中央会

(一財) 中央漁業操業安全協会

(公財) 漁船海難遺児育英会

(一社) 全国漁業無線協会

(一社) 全国漁業就業者確保育成センター

- (2) 後援団体：水産庁、海上保安庁、国土交通省、運輸安全委員会、海難審判所